

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年3月29日

【会社名】 株式会社ブリヂストン

【英訳名】 BRIDGESTONE CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役 代表執行役 CEO 兼 取締役会長 津谷 正明

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目1番1号

【電話番号】 03(6836)3111

【事務連絡者氏名】 総務部長 石田 哲

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目1番1号

【電話番号】 03(6836)3111

【事務連絡者氏名】 総務部長 石田 哲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1【提出理由】

2016年3月24日開催の当社第97期(2015年1月1日から2015年12月31日まで)に係る定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2016年3月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

総額 54,825,877,960円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2016年3月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 60,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 60,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人 第5条～第20条 (条文省略) (代表取締役、取締役会長、CEOおよびCOO) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 3 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき取締役として、CEOおよびCOOを選定することができる。 第22条 (条文省略) (取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第1条～第3条 (変更なし) (機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 (3) 執行役 (4) 会計監査人 第5条～第20条 (変更なし) (取締役会長) 第21条 (第1項削除) 当社は、取締役会の決議により、取締役会長を選定することができる。 (第3項削除) 第22条 (変更なし) (取締役会の招集手続) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第24条～第25条（条文省略） （取締役の報酬等） 第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> （取締役の責任免除） 第27条（条文省略） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>（新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設） （新設）</p> <p>第5章 執行役員 （執行役員） 第28条 当社は、第21条第3項に基づいて選定されるCEOおよびCOOのほか、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。取締役会は、執行役員を取締役または従業員の中から選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせ、これに専務、常務その他の役位を付与することができる。</p>	<p>第24条～第25条（変更なし） （削除） （取締役の責任免除） 第26条（変更なし） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p> <p>第5章 指名委員会等 （各委員の選定方法） 第27条 <u>当社の指名委員会、監査委員会および報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議により選定する。</u> （各委員会規程） 第28条 <u>各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める各委員会規程による。</u></p> <p>第6章 執行役 （執行役の選任） 第29条 <u>当社の執行役は、取締役会の決議により選任する。</u> （執行役の任期） 第30条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</u> （代表執行役、CEOおよびCOO等） 第31条 <u>取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u> 2 当社は、取締役会の決議により、当社の業務執行統括の任に当たるべき執行役として、CEOおよびCOOを選定することができる。 3 前項に定めるほか、当社は、取締役会の決議により、役付の執行役を選定することができる。 （執行役の責任免除） 第32条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</u> （執行役規程） 第33条 <u>執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役規程による。</u></p> <p>第7章 執行役員 （執行役員） 第34条 当社は、執行役の下で業務執行を担当する責務を有する者として、執行役員（役付の執行役員を含む。）を置くことができる。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の定員および選任)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、6名以内とし、株主総会において選任する。</p> <p>2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第8章 計算</p> <p>第35条～第38条 (変更なし)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第97回定時株主総会終結前までに在任していた監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</p>

第3号議案 取締役11名選任の件

津谷正明、西海和久、増永幹夫、戸上賢一、橋・フクシマ・咲江、デイヴィス・スコット (Scott Trevor Davis)、翁百合、増田健一、山本謙三、照井恵光及び佐々誠一を取締役に選任する。

第4号議案 取締役賞与支給の件

期末時点の社外取締役を除く取締役3名に賞与総額10,650万円を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	賛成率(%) (注)4	決議結果
第1号議案	6,354,859	10,769	2,760	(注)1	98.3	可決
第2号議案	6,301,747	63,737	2,900	(注)2	97.5	可決
第3号議案						
津谷 正明	6,282,771	81,148	4,491	(注)3	97.2	可決
西海 和久	6,316,061	47,860	4,488		97.7	可決
増永 幹夫	6,298,689	66,819	2,900		97.4	可決
戸上 賢一	6,298,665	66,843	2,900		97.4	可決
橋・フクシマ・ 咲江	6,318,002	45,918	4,491		97.7	可決
デイヴィス・ スコット	6,327,342	36,579	4,491		97.9	可決
翁 百合	6,313,971	49,949	4,491		97.7	可決
増田 健一	6,328,352	37,160	2,900		97.9	可決
山本 謙三	6,333,550	31,962	2,900		98.0	可決
照井 恵光	6,324,211	41,301	2,900		97.8	可決
佐々 誠一	6,332,876	32,636	2,900	97.9	可決	
第4号議案	6,308,432	47,952	12,087	(注)1	97.6	可決

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成率につきましては、本総会終了時点の当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上